

## 「ハンセン病を正しく理解する週間 (6/22～6/28) に因んで」



国立療養所宮古南静園長 恩河 尚清

### 週間の重点事項

- ①ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図り、偏見・差別の解消に努める
  - ・ハンセン病はノルウェーのハンセン医師により発見されたライ菌によって引き起こされる慢性の抗酸菌感染症の一種である
  - ・治療法が確立しているため、早期発見・治療で治癒する
- ②広く国民の理解を深め、ハンセン病療養所の社会復帰の促進を図る

### はじめに

わが国での、ハンセン病の発生は毎年数名までに減少し、そのほとんどが外国（南米、東南アジア）からの出稼ぎ労働者である状況になっている。日本人の発生はなくなったが、全国の13国立療養所に、元ハンセン病に罹患した既往歴で、3,000名弱の入所者がライ菌に対する治療は終了し、後遺症【麻痺と神経痛、四肢・顔面の変形、足底部穿孔等】を抱えて療養している。ハンセン病新患の発生はほとんど無く、公衆衛生上の対策は必要とされてない。しかし、ハンセン病に対する偏見や差別が十分に解消しない状況が続き、社会的課題を抱えている。

### 国の行政と立法府の責任

国は隔離政策を反省し、強制隔離と人権侵害の実態が検証されている。しかしながら、国民に十分理解され、社会的に偏見・差別が解消され、国の政策に反映されているのがどうか問わ

れる状況になっている。昭和30年代には特效薬（プロミン）が開発され治療法が確立し、平成8年には「改正ライ予防法」の廃止に伴う国会の付帯決議において「ハンセン病に関する正しい知識の普及に努め、偏見や差別の解消に一層の努力をすること」、平成13年には熊本裁判にて「改正ライ予防法」により長期に亘る隔離政策が続行された事に、次の判断が示されたにもかかわらずである。

「改正ライ予防法」の違憲国家賠償請求事件の判決骨子は、「改正ライ予防法」が制定された昭和28年前後の医学的知見等を総合すると、遅くとも昭和35年以降においては、もはやハンセン病は、隔離政策を用いなければならない特別な疾患ではなくなっており、すべての入所者及びハンセン病患者について、隔離の必要性が失われた。したがって、昭和35年以降は、隔離政策の抜本的な変換等をする必要があったが、「改正ライ予防法」の廃止（平成8年）まで、これを怠ったのであり、この点につき、厚生大臣の職務行為に国家賠償法上の違法性及び過失があると認めるのが相当である。又、遅くとも昭和40年以降に「改正ライ予防法」の隔離規定を改廃しなかった国会議員の立法上の不作為につき、国家賠償法上の違法性及び過失があると認めるのが相当である。

### ハンセン病問題の今日的課題

この判決により、国は入所者に感謝料を支払い、園は入所者の終生保障をする為に運営されている。一般社会水準並の衣食住を保障し、介護・看護・医療を提供する為に。しかしながら、入所者が減少する現状で、職員が減らされ、終生保障

する約束に、陰りが見え出している。又、社会の偏見・差別も十分に解消されてない。このような状況を打開する為に、全療協は活動している。

昨年から、ハンセン病に関する基本法の制定に向けて、各地でシンポジウムが開催され、100万名署名活動が展開されてきた。将来構想として園の医療機能を一般へ開放し、園が生き残ることにより、入所者の終生保障が担保される基本法の成立を期待した活動が続けられている。

国民の理解と盛り上がりで政治を動かし、今年6月頃には議員立法で「ハンセン病問題基本法」の成立を目指す、全療協の最後の戦いが展開されている。

### 宮古のハンセン病療養所の概要

**宮古南静園の設置：**明治のライ患者調査で、沖縄県は全国一の蔓延地域であり、その中でも宮古先島は高浸潤地域で、当時の平良町長の仲宗根は、地域を説得して、原野を開墾し1931年に県立宮古保養院を設置した。人目を忍んで、屋敷の裏座や集落外的小屋・洞窟に隠れていた患者さんの療養施設として、1941年には国立に移管され、国立療養所宮古南静園改名、運営されてきた。

**戦中・戦後の被害：**戦中は、日本軍守備隊による患者の強制隔離が実施され、園は過密状態であった。そのような状況で、米軍による空爆を受け、施設は全滅した。人的被害は少なかったが、終戦後1年間に栄養失調、下痢、マラリア等で100数名が亡くなっている。その人々の一部は、沖縄県の戦争犠牲者として平和の礎に刻銘されている。

**皮膚科専門のクリニック：**戦後の混乱期は、琉球政府による施設の整備と運営がなされ、日本の「改正ライ予防法」が適応され、強制隔離が続けられ、人権に配慮されない運営がなされた。昭和30年代には、特効薬のプロミンが導入され、昭和35年には治療を求める入所者で348名にも達している。

昭和45年、地域に潜在する新患の早期発見・

治療を目的に宮古スキンクリニックを設置、昭和54年までに145名の新患に治療をしている。

昭和58年からは、南静園の皮膚科外来で、一般住民の保険診療を導入し、宮古における皮膚科専門病院の役割を担っている。その成果として宮古地区は、平成11年以降、新患は登録されてない。

**現在の療養所：**現在(2008年4月)、92名の入所者がハンセン病の後遺症と成人病を抱えて療養している。病状や障害の程度により、一般舎、不自由者棟、病棟に入所し、必要に応じて、介護と看護のコラボレーションにより日常生活の援助、疾病管理をしている。疾病管理は、当園の外来(皮膚科、内科、外科、整形外科)、専門医師による外来診療援助(眼科、耳鼻科、心療内科)と専門委託診療(脳外科、泌尿器科、救急、手術等)の外来や入院は県立宮古病院や地区医師会の診療所をお願いしている。

**南静園の将来構想：**平成8年から、宮古支庁、地区市町村、関係機関を巻き込んだ懇談会が開催されている。南静園医療の一般開放に向けて、老人施設の誘致に向けて等が議論されてきた。現在の法では進展しない状況であるとの認識が強く、新しい法整備が必要であるとの活動方針が展開されている。平成18年度に、宮古島市に「将来構想検討委員会」の事務局が設置され、基本法の成立支援と成立後の将来構想を検討している。

**地域との交流：**昭和50年代には、園内老人クラブ福寿会が結成され、宮古全体のゲートボール、グランドゴルフ、踊り発表会、カラオケ大会へ参加している。又、宮古の老人クラブにも加入し、運動会にも毎年参加している。小学生の慰問交流会、中・高生の職業体験、医学生の見学研修、研修医師の体験研修を受け入れている。又、看護の日や週間行事では、公会堂を活用し、パネル展、ビデオ上映、入所者の講話等を催し、来園者への啓発を続けている。夏の納涼祭には2,000名以上の市民が参加し、入所者と楽しい一時を過ごしている。

## 「歯の衛生週間」(6/4～6/10)に寄せて



沖縄県歯科医師会 地域歯科保健委員会委員 松川 博一

今年も6月4日(水)～6月10日(火)に「歯の衛生週間」と呼ばれる一週間がやって来ます。こう呼ばれたのは、昭和33年頃でそれ以前から歯科保健活動は行われていましたが語呂合わせで6月4日の一日を“むし歯予防デー”と名付け活動していました。

沖縄県歯科医師会は、昭和43年に公衆衛生週間を実施し、数年間その強化に努めてきましたが、昭和52年の段階でう蝕罹患率は高い状況になっていました。この状況に当時の歯科医師会の先生方はう蝕の予防法等を広く県民に普及啓発しようと自発的に行って来ました。これが“デンタルフェア”といわれるイベントのきっかけになり、あれから年に一回“デンタルフェア”が開催され現在では「歯の衛生週間」の一大イベントとなっています。ちなみに“デンタルフェア”の名称は当時森羅万象に豊富な知識を持ち語学に堪能な与那城智氏の提案により命名されたそうです。

今年の標語目標は、「ありがとう いつもはたらく 歯に感謝」です。この週間の目的としては、歯の衛生に関する正しい知識を国民に対して普及啓発するとともに歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せて、その早期発見及び早期治療等を徹底することにより歯の寿命を延ばし、もって、国民の健康保持増進に寄与することです。又、重点目標は「住民主体による8020(80歳で20本以上の自分の歯を保つ)運動の新たな展開」です。これまで実践してきた8020運動の更なる推進と地域に根ざした生涯を通じた歯の健康づくりを効果的に進めるため、住民参加型による新たな8020運動の展開を目指していきます。

この週間は、厚生労働省、文部科学省、日本歯科医師会が中心となり毎年実施しています。

### 本県のデンタルフェアの会場

**【南部地区】6月8日(日)開催予定**  
(那覇) サンエー那覇メインプレイス  
(小禄) 那覇市保健センター  
(豊見城) JAとみえーる  
(浦添) 浦添市保健相談センター  
(糸満) 糸満市農村環境改善センター

**【中部地区】6月7日(土)・8日(日)2日間開催予定**  
沖縄市民会館

**【北部地区】6月8日(日)開催予定**  
ジャスコ名護

**【八重山地区】6月7日(土)開催予定**  
石垣市健康福祉センター

**【宮古地区】6月15日(日)開催予定**  
城辺農村環境改善センター

各地区によっては多少内容は異なりますが中部歯科医師会のデンタルフェアの内容を例にとりご説明したいと思います。

### 【予防コーナー】

子供や大人の口腔内を用紙に書き込み、う蝕や歯周疾患の有無や予防等や治療を説明し、日頃口腔内の気になる事などの相談に応じる。

### 【顕微鏡コーナー】

口腔内にあるプラーク(歯垢)を直接顕微鏡で

観察し、プラークは歯についた単なるみがき残しの食物塊ではなく多くの細菌の塊であることを知っていただきます。

**【ハミガキコーナー】**

赤く染まる染め出しを使用し、みがき残しを確認し個人にあったブラッシング法を直接歯ブラシを使い指導します。

**【フッ素コーナー】**

歯を強化するフッ化物塗布を行います。

**【視聴覚コーナー】**

パネルや紙芝居、寸劇、手品などで楽しみながら歯への知識を高めて関心を持ってもらいます。

**【栄養相談コーナー】**

栄養士の協力で食育の大切さや、歯を強くするための食品などについての説明や料理法の紹介、その他の栄養相談にも応じます。

**【よい歯の子の表彰】**

学校推薦や歯科医院推薦の子、又、会場からう蝕がなく口腔内がよい子を表彰し、記念写真、賞状を進呈します。

**【8020 表彰】**

80歳で20本以上の歯を保っている方を表彰し記念写真、賞状を進呈します。

又、他に中部地区の小学校から選出された歯に関わる絵画が多数展示されます。

生涯を通じた歯の健康づくり運動である「8020」はそれぞれの生活環境で予防を心がけなければ達成できません。近年では、高齢者の歯の喪失に一番関わっている歯周病は狭心症、心筋梗塞や心不全などの心臓血管疾患や糖尿病、誤嚥性肺炎、骨粗鬆症など全身の様々な所に影響を及ぼす事や、よく噛む事で脳内にある神経ヒスタミンが活性化し、これにより食欲が抑えられ、エネルギーを消費させる働きを持っていて、肥満、メタボリックシンドームの予防、解消になる事もわかってきました。大げさではありませんが、これは口腔内の問題ではなく身体全体に及ぼす影響力が命に関わる原因にもなりかねないのです。

子供にとっては歯周病よりう蝕が強く関係し

てきます。あまりにも多く氾濫している甘味食品や飲料の普及した現代の食生活環境の中、特に沖縄県は全国でも母子家庭の多い状況と夜型社会といわれる環境にあって、周囲の大人たちが歯や生活習慣に無関心でう蝕予防もまだまだ難しい問題だといえます。そのせいなのか三歳児の一人平均むし歯本数は平成19年までの5年間沖縄県はワースト1位を記録しています。

歯の二大疾患といわれる“う蝕”と“歯周病”の予防はほぼ確立されています。

従来の「ブラッシングの徹底」「砂糖摂取の制限」に加えて「フッ化物の応用」と「食の教育」更にそれぞれの生活環境における「定期検診」が欠かせません。「歯の衛生週間」のイベントを通し、特に住民参加型であるデンタルフェアにおいて参加者が歯に大きな関心を寄せ、今まで知らなかった多くの事に気づき、口腔内の健康にやる気を起こしてくれればと思います。予防はやる気から始まります。

そのモチベーションを持たせる歯科医師の手腕も問われてきます。もちろん治療も大事ですが、まずは、予防を考え更に、全身の健康維持増進に役立つよう、県民と足並みをそろえ近い距離からのコミュニケーションをとっていく必要があります。その一番いい機会が気になる事など何でも質問ができるデンタルフェアではないでしょうか。

こういう積み重ねが三歳児むし歯有病率五年間ワースト1位脱出と8020運動により多くの歯を残す事で、より快適な生活を送れる一助となる事を希望し貢献できれば幸いです。



2006年デンタルフェア会場風景

# 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (6/20～7/19)、 国際麻薬乱用撲滅デー (6/26) に寄せて

—薬剤師会における薬物乱用防止への取り組み (方針) について—

沖縄県薬剤師会・学校薬剤師会会員  
(前日本薬剤師会中央薬事情報センター) 柴田 忠佳



## はじめに

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動は、「国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として行われています。本運動は、官民一体となって、国民の薬物乱用問題に対する認識を高め、併せて「国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図りながら、内外における薬物乱用防止に資するために行うものです。本運動には、日本薬剤師会並びに日本学校薬剤師会も後援団体として参加しておりますが、今回はこれに関連し、「日本薬剤師会学校薬剤師活動方針」の中に規定されている「薬物乱用防止啓発活動」の主な内容を紹介しながら、薬剤師会における薬物乱用防止への取り組み (方針) についてご報告します。

## 1. 日本薬剤師会 学校薬剤師活動方針について

日本薬剤師会は、昨年、今後の学校薬剤師の活動を明確化した「日本薬剤師会 学校薬剤師活動方針」を策定しました。これは、学校薬剤師の活動を支援するために、日本薬剤師会職種部会の中の学校薬剤師部会を中心に、都道府県薬剤師会 (学校薬剤師部会)、支部薬剤師会 (学校薬剤師部会)、並びに学校薬剤師が取り組んでいくための具体的な活動方針を作成したものです。

活動方針の策定にあたり、日本薬剤師会 (学校薬剤師部会) では学校薬剤師活動を基本的に以下の二つに分類しました。

①学校保健法施行規則第25条及び22条の二に基づく学校薬剤師としての職務の充実と徹底

②社会的要請に基づく学校薬剤師活動の拡大と充実

このうち「社会的要請に基づく学校薬剤師活動の拡大と充実」の中に「薬物乱用防止啓発活動」が提示されています。

## 2. 薬物乱用防止啓発活動について

学校教育において、薬物乱用防止に関する薬剤師の果たす役割が期待されています。薬剤師 (薬剤師会) が小・中・高等学校及び学校保健委員会と連携を図り、児童生徒及び教職員・PTA をはじめとする学校関係者を対象とする薬物乱用防止啓発活動を積極的に実施 (支援) することとされています。

具体的には、学校薬剤師、支部薬剤師会 (学校薬剤師会)、都道府県薬剤師会 (学校薬剤師会)、日本薬剤師会 (学校薬剤師会) それぞれの立場において、以下のような方針が示されています。

### 2-1. 学校薬剤師

(1) 授業等へ講師として参画し、次の項目を中心として講義をする。

①喫煙防止

②飲酒の影響

③シンナーの害

④覚せい剤・麻薬・大麻等の薬物乱用防止等

(2) 次のような機会をとらえ、薬物乱用根絶運動に参加・協力する。

① 6.26 ヤング街頭キャンペーン

②国連支援募金

**2-2. 支部薬剤師会 (学校薬剤師会)**

- ①市町村教育委員会、薬務主管部局、警察関係等と連携を図り、学校薬剤師の教育現場における薬物乱用防止啓発活動に対し資料を提供する等、環境整備に努める。
- ②薬物乱用根絶運動に協力するとともに、学校薬剤師への研修を実施する。

**2-3. 都道府県薬剤師会 (学校薬剤師会)**

- ①都道府県教育委員会、薬務主管部局、警察関係等と連携を図り、学校薬剤師の教育現場における薬物乱用防止啓発活動を支援する。
- ②支部薬剤師会 (学校薬剤師会) が行う研修を支援する。
- ③講師となる学校薬剤師を支援する。

**2-4. 日本薬剤師会 (学校薬剤師会)**

厚生労働省、文部科学省、(財)日本学校保健会、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター

等関係機関との連携を図り、学校薬剤師が薬物乱用防止啓発活動に積極的に参画できる環境を整備する。

**おわりに**

薬物乱用の問題は世界的規模で広がりを見せて、日本においても例外ではなく社会問題となっています。特に、この問題に対する青少年の関与が拡大していることは、大変深刻な状況になっております。これまでの学校における薬剤師の活動は、学校保健法に示された「学校環境衛生」の分野が中心でした。しかし今後は、この分野は勿論のこと、薬学教育6年制がスタートした今、日本薬剤師会 (学校薬剤師部会) では、多様化する社会的要請に基づく薬剤師の活動の重要性をより強く認識し、その中でも重要な課題の一つである薬物乱用防止への取り組みを、関係各方面と連携を図りつつ積極的に進めていくことを活動方針に掲げております。

